平成２５年（フ）第４３号
和歌山市紀三井寺800番地
債務者　丸山　　勉
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４４号
和歌山市西庄155番地　県営住宅12―２―291
債務者　森　　慶子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　尚美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４３号
北海道富良野市新富町３番24号　アン・ラヴァンド202号室
債務者　大和　孝広
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　岳大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月５日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６１号
函館市亀田本町29番20号
債務者　金野　考伯
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１０号
秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字迎田56番地
債務者　釼持　洋子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１１号
宮城県石巻市伊原津２丁目11番45―２号、前住所宮城県石巻市伊原津１丁目６番18号
債務者　佐藤　　一
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第３２７号
愛知県豊田市京町６丁目９番地１　プラザすずき202号
債務者　明星　拓郎
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
埼玉県加須市南町４―27　グリーンパールマンション102号、住民票上の住所埼玉県久喜市本町３丁目16番９号
債務者　新井　宏明
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２１０号
埼玉県川口市栄町２丁目11番11号　エクスインマンション305号、旧住所群馬県高崎市中居町２丁目22番地63
債務者　富澤　典子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２４３号
埼玉県和光市白子２丁目21番14号　中村荘102
債務者　前川昭次郎
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２号
山口県宇部市大字中野開作330番地５、従前の住所山口県宇部市大字船木245番地129
債務者　関　　修
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１９０号
千葉県旭市東足洗1647番地４
債務者　長嶋真知子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１３５３号
堺市堺区北庄町１丁５番27―503号、前住所堺市堺区北庄町１丁５番２号
債務者　奥田　忠雄
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
堺市南区鴨谷台１丁44―18―201号　城ちさ方、住民票上の住所大阪府貝塚市半田278番地１　フジパレス貝塚半田Ⅱ番館201
債務者　下和田夢希
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１３４号
大阪府松原市上田８丁目７番２―503号
債務者　下道　洋一
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
大阪府羽曳野市恵我之荘２丁目８番８号
債務者　西澤　優志
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
堺市西区浜寺船尾町西１丁27番地13
債務者　貴多　保雄
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係